

●香川県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年10月4日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

令和4年10月4日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市流岡町字七宝山1465 番7地先から	前	7.1~10.2	37	道路局部改修事業による 歩道整備
観音寺市流岡町字七宝山1468 番1地先まで	後	10.2~24.4	37	